

高齢者福祉事業と 地域支援事業のあらまし



介護保険制度による保険給付（介護サービス）とは別に、高齢者ができる限り、寝たきりなどの要介護状態になったり、更にその状態が悪化することがないように、住み慣れた地域、在宅での自立生活が送れるように支援するサービスです。

■サービスの種類と内容（高齢者福祉事業によるサービス）

外出支援サービス

歩行困難な高齢者等を移送用車両（リフト付車両、ストレッチャー付車両等）により、利用者の居宅と医療機関等の間を送迎します。（月2日まで・市内に限る）
利用者負担 片道 250 円

軽度生活援助サービス

軽易な日常生活上の援助（散歩、買い物、寝具等大物洗濯、家周りの手入れ等）を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への移行を防止します。（週2日まで）
利用者負担 1時間当たり 200 円で2時間まで

老人日常生活用具給付・貸与

在宅のひとり暮らし高齢者等に介護保険対象外の日常生活用具を給付・貸与します。（電磁調理器、火災警報器、自動消火器、福祉電話）
利用者負担 課税状況による

生きがい活動支援通所事業（利用対象者・・・自立高齢者）

デイサービスセンター（ふれあいホーム）及び地区公民館等に生きがい活動援助員を配置し、利用対象者の希望及び身体状況に応じ、各種サービスを提供します。
利用者負担 1日 100 円、食費実費（500～600 円）、入浴費用 350 円

緊急通報体制等整備事業

ひとり暮らし高齢者等に対し、急病時や災害時等に迅速かつ適切に対応できるよう緊急通報装置を貸与します。（NTT電話に加入している方が対象となります）

高齢者慶祝事業

各地区で開催する75歳以上を対象とする「敬老会」の開催経費を一部負担するとともに、喜寿、米寿、100歳を迎える方に記念品を贈呈します。

生活支援ハウス運営事業（生活支援ハウス長寿園）

60歳以上のひとり暮らし、夫婦のみの世帯及び家族による援助が困難であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある方々に対して、生活支援ハウスで介護支援機能、居住機能、及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して明るい生活が送れるよう支援します。
利用者負担 収入状況による

老人福祉法扶助（養護老人ホーム措置）

環境上の理由及び経済的理由により在宅生活が困難な高齢者に対し、養護老人ホーム入所により、生活を支援します。※利用者の入所要件を必ず確認してください。
利用者負担（及び扶養義務者負担） 収入状況（課税状況）による

介護機器等貸与事業

施設入所の高齢者等が一時的に居宅に戻る場合や、介護教室開催の際に介護機器等を一時的に貸与します。（介護用電動ベッド、褥瘡予防マットレス、エアマット、車いす、電子血圧計）
※物品の搬出入は利用者側で行う必要があります。

補聴器給付事業

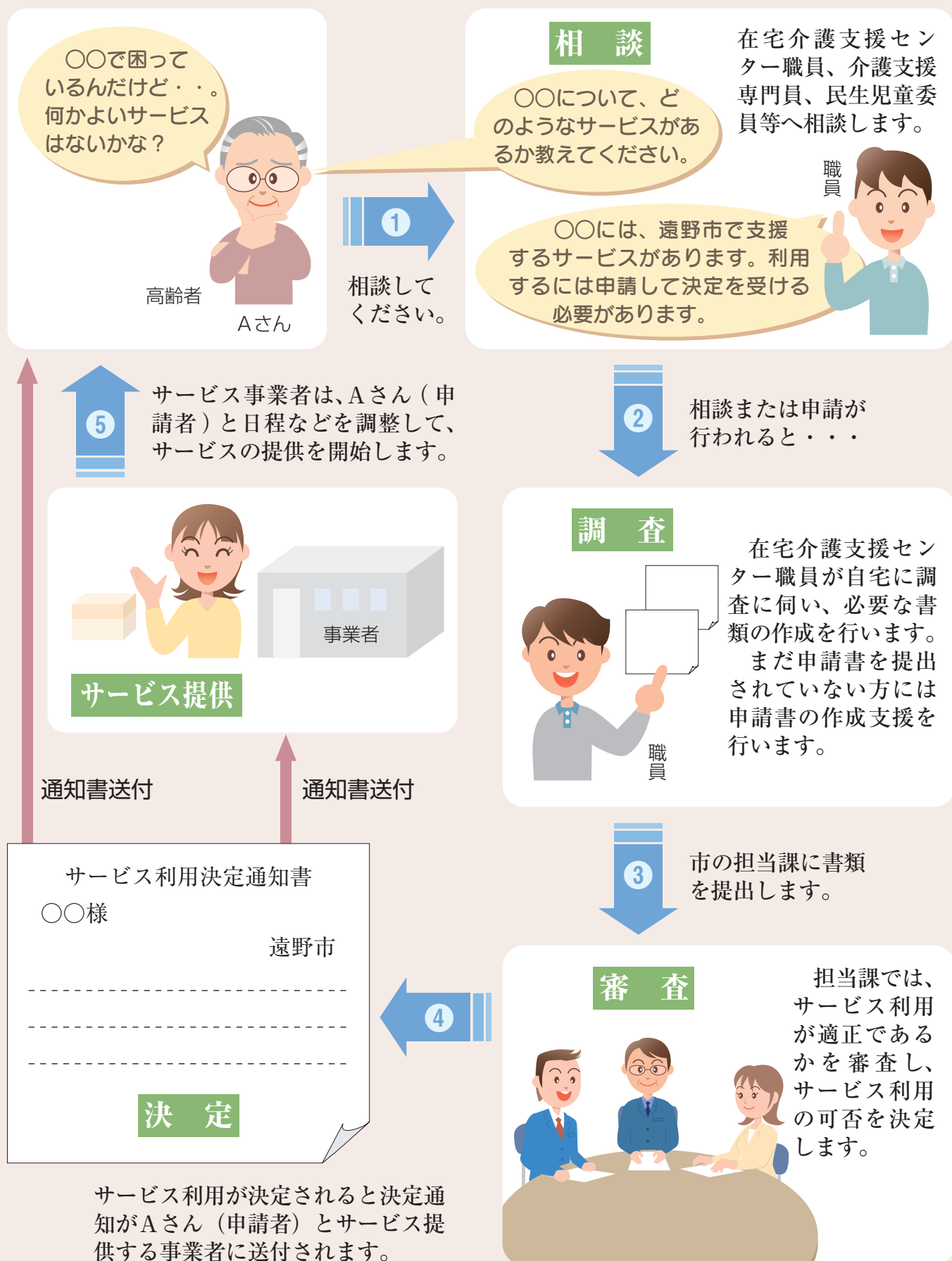
60歳以上で難聴のため日常生活を営むのに支障のある方へ補聴器を購入する費用を支給します。
利用者負担 収入状況による

福祉タクシー事業

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保険福祉手帳1級をお持ちの方に、福祉タクシー券（580円券を月2枚）を支給します。（※自動車税の減免を受ける方、施設入所中の方は対象外）。

このようにサービスを利用できます。

遠野市の高齢者福祉事業によるサービスの利用の仕方(例)



在宅介護支援事業

在宅で介護する家族を支援したり、高齢者自身の在宅生活の不安を軽減したりするために提供されるサービスです。

○家族介護教室

高齢者を介護している家族や近隣の援助者のために、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得できる教室を開催します。 教材費自己負担

○介護用品の支給事業

要介護1以上の在宅の高齢者で、常時紙おむつを使用する方を対象に介護用品（紙おむつ、尿取りパッド等）を年2回支給します。なお、要介護4又は要介護5の在宅の高齢者であって、市民税非課税世帯に属する方を介護している家族については、数量を多く支給します。

○家族介護者交流事業（元気回復事業）

高齢者を介護している家族の交流会を行い、介護から一時的に解放するとともに、介護者相互の交流を推進し、元気回復（リフレッシュ）を図ります。 実費等の一部負担あり

○家族介護慰労事業

要介護4又は要介護5と認定された市民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを受けなかった方を在宅で介護している家族に慰労金を給付します。 慰労金 10万円

○ひとり暮らし高齢者等見守り支援事業

近所との交流が少なく、介護保険サービスなど事業の利用を利用しないことなどで、安否の確認が定期的に必要な方のお宅を週1回程度訪問します。

○成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用の助言、相談を行います。もし、2親等内の親類等がないなどで家庭裁判所への申立てできない場合、市長が代わって手続きを行います。

○住宅改修支援事業

高齢者向けに居室等の改良を希望する方に対して、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度（住宅改修費）に関する助言を行います。

○在宅寝たきり高齢者等訪問診療・訪問歯科診療

在宅の寝たきり高齢者で医療機関の診療を受けられない方や歯科受診ができない方に対し、定期的な状態のチェックと在宅療養継続を図るため、寝たきり高齢者宅を訪問して診療を行います。

医療費……通常の診療報酬請求による

○配食（「食」の自立支援）サービス事業

高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、希望者への「食」に関するサービスの総合調整を図り、調理が困難な高齢者で、配食サービスが必要な高齢者に対しては、定期的な訪問による栄養バランスのとれた食事の提供とともに、利用者の安否確認を行います。 調整費用は無料. 利用者負担 1食当たり 500円



■ サービスの種類と内容（地域支援事業によるサービス）

介護予防事業

高齢者が介護を必要とする前から介護予防事業に参加することで、できるだけ在宅において、健康で、活動的に生活できるように支援します。

健診等により特に将来的に要支援、要介護の認定を受ける可能性が高いと判断された高齢者には、介護予防プランを作成し、サービス利用を支援します。

○訪問指導、健康教育、健康相談

閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある（又はこれらの状態にある）高齢者を対象に、保健師等が対象者の居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な助言・指導を行います。

○口腔機能向上事業

高齢者がおいしく、楽しく、安全な食生活を営めるように、摂食・嚥下機能訓練、口腔衛生状態の改善指導などを行います。

○栄養改善事業費

高齢者の低栄養状態の改善のために必要な栄養改善に関する指導等を行います。

○元気・楽しく高齢者体力アップ事業（高齢者筋力アッププログラム推進事業）

高齢者向けトレーニング機器を使用し、筋力を強化することで生活動作機能の向上を図ります。

また、セラバンドを利用するなどして運動器の機能向上を図り、転倒骨折予防、アクティビティ（日常生活活性化）、生活全般のQOL（生活の質）を高めるための指導を行います。

利用者負担 1回 200円

○回想法支援事業

回想法とは、高齢者の方々の思い出をお聞きし、お互いに学び楽しむことで元気になっていただく方法で、心理面に働きかけ、認知症等の予防を図ります。

○生活管理指導短期宿泊事業

ひとり暮らし高齢者等が健全な社会生活を送れるよう養護老人ホーム等に一時的に宿泊し、生活習慣等の改善指導を受けたり、体調調整を図ることにより、要介護状態への移行を予防します。

利用者負担 1日 500円、食費 1食 500円



相談窓口

① 遠野市地域包括支援センター

遠野市松崎町白岩字薬研淵 4-1 遠野健康福祉の里内
電話 0198-62-5111 FAX 0198-62-1599

② とおめっぶ在宅介護支援センター

遠野市松崎町白岩 13-30-2 介護老人保健施設とおの内
電話 0198-60-1331 FAX 0198-60-1131

③ 在宅介護支援センター小友

遠野市小友町 33-5-1 ふれあいホーム小友内
電話 0198-68-2460 FAX 0198-68-2460

④ 在宅介護支援センター上郷

遠野市上郷町細越 7-5 ふれあいホーム上郷内
電話 0198-65-3680 FAX 0198-65-3680

⑤ 在宅介護支援センター附馬牛

遠野市附馬牛町下附馬牛 11-160 ふれあいホーム附馬牛内
電話 0198-64-2077 FAX 0198-64-2077

⑥ みやもり荘在宅介護支援センター

遠野市宮守町下宮守 28-19-1 特別養護老人ホームみやもり荘内
電話 0198-67-2266 FAX 0198-67-2267

⑦ 在宅介護支援センターみやもり

遠野市宮守町下宮守 29-77 宮守総合支所内
電話 0198-67-2111 FAX 0198-67-2157

休日、夜間の緊急連絡 NTT 電話 0198-62-5112
※「グループホームおらほの家」に電話が繋がります。

